

宇都宮市総合計画市民懇談会について

1 目的

- 「第6次宇都宮市総合計画基本計画」の策定に当たり、様々な分野の市民の代表から本市のまちづくりに関する意見を聴取し、計画に反映させるため、「宇都宮市総合計画市民懇談会」を設置

2 構成

- 懇談会は、委員26人をもって組織
 - ・ 学識経験を有する者
 - ・ 公募により選考した者
 - ・ 関係機関及び関係団体の役職員等
 - 全体会及び分科会により構成
 - ・ 全体会においては、意見のとりまとめや分科会での検討結果の調整を行う。
 - ・ 各分科会においては、所掌する各分野の調査及び検討を行う。
 - 第1分科会：「健康・福祉・安心」「都市経営・自治」分野を所掌
 - 第2分科会：「生活環境」「都市基盤」分野を所掌
 - 第3分科会：「教育・学習・文化」「産業・経済」分野を所掌
- ⇒ 各分科会の所掌事務は資料1別紙のとおり

3 設置期間等

- 設置期間は、平成29年3月頃までを予定
- ※ 具体的な進め方は、「議事の(5)」において説明

各分科会の所掌事務

名 称	所掌事務
第 1 分科会	健康・福祉・安心 (1) 保健・医療サービスに関する事。 (2) 都市の福祉基盤に関する事。 (3) 高齢者・障がい者・児童福祉に関する事。 (4) 日常生活の安心・安全に関する事。
	都市経営・自治 (5) 市民主役のまちづくりの推進に関する事。 (6) 行政経営基盤に関する事。 (7) 市民の相互理解と共生に関する事。
第 2 分科会	生活環境 (1) 環境にやさしい社会の形成に関する事。 (2) 水と緑の環境に関する事。 (3) 上下水道に関する事。 (4) 住環境に関する事。
	都市基盤 (5) 都市空間の形成に関する事。 (6) 交通体系に関する事。 (7) 情報化に関する事。
第 3 分科会	教育・学習・文化 (1) 生涯学習に関する事。 (2) 学校教育に関する事。 (3) 文化振興に関する事。 (4) スポーツ振興に関する事。 (5) 青少年育成に関する事。
	産業・経済 (6) 地域産業に関する事。 (7) 商業・サービス業・工業に関する事。 (8) 農林業に関する事。 (9) 観光や交流創出に関する事。